

## 韓国はえ縄漁船の<sup>だほ</sup>拿捕について

平成30年1月20日、水産庁漁業取締船が、韓国はえ縄漁船を排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律第5条第1項違反（無許可操業）で拿捕しましたので、お知らせします。

なお、沖縄周辺海域における外国漁船の拿捕は今年に入って初めてです。

1月20日、水産庁漁業取締船「白竜丸（はくりゅうまる）」（1,598トン）は、沖縄県島尻郡久米島町字具志川繁多原（はんたばる）1270-4所在久米島灯台から西約207海里（383キロメートル）の我が国排他的経済水域において、我が国農林水産大臣の許可を受けずに操業している韓国はえ縄漁船を確認しました。

このため、「白竜丸」は、同日、同船を拿捕し、船長を排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律第5条第1項違反（無許可操業）で逮捕しました。

本件には、水産庁漁業取締船「いせはま」（499トン）が捜査の支援にあたりました。

なお、1月21日、担保金の提供を保証する書面が提出されたことから、同日、被疑者を釈放しています。

- 1 被疑者：林 相福（イム サンボク）船長（52歳）
- 2 被疑船：307プンヤン  
（はえ縄漁船、総トン数：51トン、被疑者を含む9人乗船、船籍港：西歸浦（ソギッポ市））
- 3 違反内容：排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律第5条第1項違反（無許可操業）
- 4 逮捕状況：1月20日午後7時37分、同船船長を逮捕
- 5 漁業取締船：「白竜丸（はくりゅうまる）」（1,598トン）  
捜査支援「いせはま」（499トン）

(注)拿捕とは、船舶を押収し、又は船長その他の乗組員を逮捕することをいいます。

問合せ先：水産庁・沖縄総合事務局外国漁船合同対策本部  
担当者：岡田  
直通：098-988-1916  
カラー写真の提供可能

## 韓国はえ縄漁船「307プンヤン」写真



韓国はえ縄漁船「307プンヤン」(手前)と水産庁漁業取締船白竜丸(奥)

# 韓国はえ縄漁船「307パンヤン」 拿捕位置概略図

